

# 暮らしの i Information

情報の掲載を希望される場合はご相談ください  
※掲載希望月の前月10日までに総合政策課広報広聴係へご連絡

## 納税だより

### 土地家屋の価格などの縦覧と固定資産課税台帳の閲覧

■日時／4月1日(月)～5月31日(金)  
8時45分～17時30分 ※土・日曜、祝祭日を除く

■場所／役場1階資産税係

☎税務課資産税係 ☎56-8004

### 【縦覧】

納税者が所有する土地・家屋の評価額が適正であるかを確認するため、縦覧帳簿に記載された町内の他の土地・家屋について、次の事項を縦覧できます。

○土地＝所在、地番、地目、地積、価格

○家屋＝所在、家屋番号、種類、構造、床面積、価格

縦覧できる方は、本町の固定資産税納税者とその同居親族、納税管理人、納税者の委任状のある代理人に限られます。なお、土地の納税者は土地の、家屋の納税者は家屋の、土地家屋両方の納税者は土地家屋両方の縦覧ができます。

### 【閲覧】

自己の所有する固定資産の課税内容を確認するため、固定資産税の課税台帳の登録内容を閲覧できます。閲覧できる方は、所有者とその同居親族、納税管理人、委任状のある代理人です。また、借地・借家人などの土地・建物について賃借権を有する方もその権利の対象となる固定資産について記載された部分を閲覧することができますが、この場合、賃貸借契約書などの権利を証明する書類の提示が必要です。※縦覧や閲覧をするときは運転免許証、健康保険証などの身分証明書を必ず持参してください

### 納め忘れはありませんか？

税金の納め忘れのある方は、至急納付してください。また、「町税を納付できない事情がある」「納付書を紛失してしまった」など、納税に関する相談は随時受け付けていますので、お気軽に納税係へ連絡またはお越しください。

☎税務課納税対策室納税係 ☎56-8002

## 募集

### 会計年度任用職員募集

児童支援員 若干名

■応募資格／児童福祉に関心のある方、保育士または教員免許有資格者・児童関連業務の従事経験者尚可

■任用期間／任用日～3月31日

■業務内容／遊びを通じた生活指導

■勤務時間／平日10時～18時または13時～18時、土曜・長期休暇期間

8時～18時の間でシフト制

■勤務場所／北児童館および放課後児童クラブ

■賃金・待遇／月額12～16万円程度、期末手当・雇用保険・社会保険・通勤手当有

※「俱知安町保育人材確保一時金」

の対象となる場合有。詳細問合せ

■申込方法／履歴書と免許証の写し、ハローワークの紹介状を提出

■窓口も未来課ことも支援係

☎55-6116

児童支援員補助職員 若干名

■応募資格／子育て経験者

■任用期間／任用日～3月31日

■業務内容／児童支援員の補助

■勤務時間／平日14時～18時、長期休暇期間8時～14時または14時～18時(変更の場合有) ※週20時間未満

■勤務場所／北児童館および放課後児童クラブ

■賃金・待遇／時給960、1117円程度、通勤手当・賞与有

■申込方法／履歴書とハローワークの紹介状を提出

※長期休暇期間や支援員の休暇時に

補助員として働ける方を募集しています。空いた時間に仕事をした

い方はご相談ください

■窓口も未来課ことも支援係

☎55-6116

交通指導員 1名

■応募資格／普通自動車免許保持者

■任用期間／任用日～3月31日

■業務内容／登下校時の児童や生徒、一般歩行者への安全な通行指導と誘導などの交通安全業務

■勤務時間／7時30分～9時と13時30分～15時、月によって勤務時間や勤務日数に変更有

■勤務場所／通学路など

■賃金・待遇／月額6～7万円程度

■申込方法／履歴書とハローワークの紹介状を提出

■住民環境課生活安全係

☎56-8005

## 自衛官募集

一般曹候補生(第1回)

■受験資格／採用予定月の1日現在で18歳以上33歳未満の者

■受付期間／受付中～5月6日(月)

■一次試験日／5月17日(金)～26日(日)のいずれか一日

■二次試験日／一次試験合格通知にてお知らせ

☎俱知安地域事務所 ☎23-3540

古谷 和之 ☎23-3165

清水 礼子 ☎22-0075

名畑 由美 ☎22-1177

油谷 賢次

☎090-8903-3403

## パークゴルフ協会会員募集

パークゴルフで健康づくりをしませんか。初心者も大歓迎です。

☎090-8903-3403

■年会費／2千円(新規入会者は免除)

■主な活動／5～10月、月1回月例コンペ開催、各種大会参加

■活動場所／旭ヶ丘パークゴルフ場

■申込方法／随時事務局にて受付

☎俱知安パークゴルフ協会事務局 ☎22-4985(中田正男)

## スポーツ少年団团员募集

バスケットボール少年団

■対象／小学生の男女

■活動日時／毎週水・金曜の18時～19時30分

■活動場所／総合体育館

■入団費／6800円(保険代含む)

■結団式／4月26日(金)

☎新保 ☎090-4875-1809

剣道少年団

■対象／小中学生の男女

■活動日時／毎週火・木・土曜の18時30分～20時

■活動場所／総合体育館柔剣道室

■入団費／年間7千円(保険代含む)

■活動内容／礼法、剣道の基礎、各種大会への参加など

☎高橋 ☎090-6217-6431

バドミントン少年団

■対象／小学2年～中学3年生の男女

■活動日時／毎週木曜の18時30分～20時30分(希望者は毎週月・水曜に俱知安小学校で練習可)

■活動場所／総合体育館

■入団費／6800円(保険代含む)

■結団式／4月11日(木)18時30分、総合体育館

※申込用紙は総合体育館に設置

☎常盤 ☎080-1892-0001

バレエボール少年団

## 周知

### 浄化槽設置補助金の受付

本年度中に住宅に新設する浄化槽工事費の一部を補助します。

■対象／次のすべてに該当すること

①下水道処理区域外に設置

②個人所有で通常の生活を営むための住宅(居住が条件)に設置

③処理対象人員が10人槽以下

④浄化槽設備士のいる事業所が施工

※その他、補助金の対象となる条件があります。詳しくは申込の際にご確認ください(補助決定前に設置した場合は対象外)

■補助限度額／5人槽は39万円、7人槽は47万4千円、10人槽は66万円

■申込方法／補助金交付申請予定者申込書を問合せ先へ提出。電話での申込不可。申し込みが予算額を超える場合は抽選により決定

■申込受付期間／5月10日(金)まで

■その他／新築以外の住宅で浄化槽設置工事と併せて便所水洗化工事に借り入れる資金の利子分を助成する制度もあります

☎住民環境課環境対策室地域衛生係 ☎56-8008

野犬掃討の実施について

人や他の動物への危害防止のため、野犬掃討(放たれている犬も対象)を実施します。

■日時／4月1日(月)～令和7年3月31日(月)

愛犬が対象にならないよう、次のことを守りましょう。

- ①放し飼いや、逃げ出せる環境で犬を飼育しない
- ②散歩の際は必ずリードを装着する
- ③犬の登録、狂犬病予防注射を行い、登録鑑札票、予防注射済票を首輪につける
- ④犬がいなくなった時にはすぐに役場に連絡する
- ⑤犬が戻った時の連絡も忘れずに

## 俱知安町奨学金制度

高校・大学などに進学し、さらなる学業向上を目指す子どもがいる家庭へ返済不要の給付型奨学金制度です。

■対象／高校・大学・専門学校などに進学・進級する子どもがいる町内在住の保護者

■支給額／高校などは月額9千円、大学などは月額2万5千円

■申込期間／4月1日(月)～5月31日(金)

■選考にあたり学力・所得要件などがあります。

■申込方法などの詳細はHPをご確認ください。

☎学校教育課 ☎56-8018

水道課下水道係より

インボイス制度について

4月1日より、俱知安町下水道事業が公営企業会計に移行することに伴い、適格請求書発行事業者の登録番号が変更となります。

■水道事業で新しい登録番号を取得するまでは、適格請求書(検針票



おたんじょう  
おめでとう

	令和6年	令和5年
火災	2件	2件
救急	291件	225件
救助	5件	5件
その他	23件	15件

**消防署からのお知らせ**  
春の火災予防運動を実施します

4月20日(土)から4月30日(火)まで「春の火災予防運動」を実施します。この運動は、地域住民の火災予防に対する意識の普及を図ることで、火災を未然に防止して高齢者を中心とする死者の発生を減少させ、生命・身体・財産を火災から守ることを目的としています。

暖かくなり雪解けも進み、春を感じる季節となりましたが、この時期は、空気の乾燥や強風により火災の危険性が高い時期でもあります。家庭内での火の取扱いや住宅用火災警報器の作動確認など、今一度ご確認をお願いします。

**まちの事件簿**—地域安全ニュース

**2月の主な事件**

- ▽一般住宅において、一方の当事者が相手方に対して暴力を振るい、けがをさせる事件がありました。
- ▽店舗駐車場内において、スノーボードが盗まれる事件がありました。
- ▽会社に無断で侵入し、同会社内の壁面などを損壊する器物損害事件がありました。

**2月の主な交通事故**

- ▽5日、町道の交差点において、出合い頭の人身事故が発生しました。
- ▽12日、駐車場内において、車両相互の人身事故が発生しました。
- ▽19日、道道において、出合い頭の人身事故が発生しました。

	令和6年	令和5年
人身	5件	9件
物損	319件	267件
死者	0名	0名

ごめいふくをお祈りします

3月14日(木)までに住民環境課住民係へ届け出があったもので、承諾を受けた内容について掲載しています。

人口	16,432人	(前月比 -164)
男	8,584人	(前月比 -76)
女	7,848人	(前月比 -88)
世帯数	10,012世帯	(前月比 -139)
うち外国籍住民	2,766人	(前月比 -131)

**同性婚訴訟で初の控訴審判決**



ようてい法律事務所  
弁護士 渡邊 恵介  
☎ 21-6228

本年3月14日、札幌高等裁判所において、同性婚訴訟に関する初の高裁判決が言い渡されました。

2021年3月17日、札幌地裁において、同性愛者に対して婚姻によって生じる法的効果の一部ですらも享受する法的手段が用意されていないことは、憲法14条1項(平等原則)に反するとの初の違憲判決がなされましたが、それから約3年後の判決です。

札幌高裁では、同性婚を許容しない現在の諸規定について、憲法14条1項に違反すると判断したのみならず、憲法24条1項および同2項にも違反するとの初の判断を示しました。

憲法24条は、文言上、両性間の婚姻を定めています。しかしながら、札幌高裁は、性的指向および同性間の婚姻の自由は、個人の尊重およびこれに係る重要な法的利益であるのだから、憲法24条1項は、人と人との間の自由な結びつきとしての婚姻をも定める趣旨を含むものであって、同性間の婚姻についても、異性間の場合と同じ程度に保障していると判断しました。

さらに、札幌高裁は、「根源的には個人の尊厳に関わる事柄であり、個人を尊重するということであって、同性愛者は、日々の社会生活において不利益を受け、自身の存在の喪失感に直面しているのだから、その対策を急いで講じる必要がある」とも述べています。

同性婚訴訟は全国で6つの裁判が提起されており、うち5つの地裁判決で違憲または違憲状態と判断されました。

今後、高裁判決、最高裁判決がなされていくことが見込まれますが、全国の自治体でパートナーシップ制度が作られていることもふまえて、国会でも議論がされていくことが望まれます。

再利用できるものは、町と連携する民間サービスで、無料・簡単にリユース(再利用)!

おいくら? ReNet.jp recycle ジモティー

**消費者コーナー**  
倶知安消費者協会

**知っておきたい新生活の注意点**

入学、進学、就職と新しい生活がはじまります。賃貸住宅から引っ越すときは、入居者には原状回復の義務があります。貸主とのトラブルを防ぐために次のことに注意しましょう。

- 入居時に部屋の状態を写真に撮る
- 契約書の修繕特約を確認する
- 退去時に修繕費用を請求された場合は請求内容をしっかり確認する

**「2024年度倶知安消費者協会総会」**

■日時/4月10日(水)10時~  
■場所/文化福祉センター中ホール  
■内容/令和5年度諸報告  
令和6年度事業計画・予算など  
新会員募集中。どなたでも入会できます。

■消費生活相談室(公民館1階団体室)  
■月・水・金曜日10時~15時 ☎23-1522

**くっちゃん 情報発信ツール**

- 倶知安町 ホームページ  
<https://www.town.kutchan.hokkaido.jp/>
- 倶知安町 Facebook  
<https://m.facebook.com/kutchan.hokkaido/>
- 倶知安町 LINE 公式アカウント  
LINE ID: @kutchan
- 小川原脩記念美術館 Facebook  
<https://m.facebook.com/shu.ogawara.moa/>
- 倶知安風土館 Facebook  
<https://m.facebook.com/Kutchan.Fudokan/>
- 資源・ごみ分別アプリ「さんあーる」  
アプリのダウンロードはこちらから→



Android iOS

**自衛官募集案内の送付を望まない方は申請を**

町では、自衛隊が自衛官募集案内を送付するため、法令などに基づき募集対象者の住所・氏名などが記載された名簿を自衛隊に提供します。募集案内(提供)を望まない方は、申請すること名簿から除外されます。

詳細は、町HPへ。  
■対象者/令和6年度中に18歳または22歳になる方  
■受付期間/5月15日(火)まで  
■総務課自衛隊推進室  
☎56-8000



**国民健康保険税・後期高齢者医療保険料について**

4月から国民健康保険や後期高齢者医療の保険税(料)率などが変わります。詳細は、今月号の折込チラシをご覧ください。

☎56-8006

**令和6年度保険料率の改定**

令和6年3月分(4月納付分)から、健康保険料率は10・21割、介護保険料率は1・6割となります。引き続き、医療費適正化の取り組みにご協力をお願いします。

☎011-726-0352